

# 防災会からのお知らせ



## 違反駐車車両にも事故の責任がある判例

### (事故の状況)

数年前の午後9時ごろ、大阪府内で交通事故が発生した。現場は幅 4.7mの直線道路で、終日駐車禁止。道路の両側に2台の違反駐車車両。

この車両の間を、1台の車が通り抜けようとしたとき、反対側から来たバイクがその車と違反駐車車両への衝突を避けようとブレーキをかけ、バランスを崩して転倒。バイクの後部に乗っていた人が対向車に衝突し、後遺障害1級となった。この被害者は、衝突した対向車だけでなく、違反駐車していた2台の車の運転手と所有者にも、この事故を誘発した責任があるとして訴えた。

### (判決)

1. 事故場所は終日駐車禁止の場所であった。
2. 狭い道路なのに、違反駐車車両は夜間駐車灯もつけずに駐車していた。
3. 違反駐車によって車道の幅は著しく狭められ、走行中のほかの車両の危険を増大させていた。

この事故は違反駐車車両と直接衝突したものではないが、違反駐車車両と事故とはかなりの因果関係があり、衝突車と違反駐車側は、連帯して賠償責任を負わなくてはならない。と、言う判決が下り、賠償額は6千万円。

違反駐車をしているあなた達が、自分自身の身勝手さと引き替えに、巨額の賠償を背負うのは当然としても、他人の尊い命を危険にさらす権利は一切ありません。